

In the Spotlight

変動手数料アプローチの適格性(2021年9月7日改訂)

2020年4月15日

IFRS第17号「保険契約」に関するよくある質問(FAQ)

要約

国際財務報告基準(IFRS)第17号「保険契約」は、一部の有配当契約は、保険カバーに統合されている投資関連サービスを提供する契約であり、企業はそのようなサービスについての変動手数料の受け取りを反映させるため、変動手数料アプローチ(VFA)を用いて会計処理すべきである、と規定している。VFAと他の契約に適用される一般モデルとの会計上の差異を考慮すると、VFAの適格性の決定は、システム要件と報告された結果に重大な影響を与える。適格性の決定には、解釈上の質問や重大な判断がいくつかある。本資料は、よくある質問(FAQ)とともに、VFAの適格性をテストするための要件と、VFAを適用する契約の会計処理をまとめている。

1. はじめに

有配当契約とは、保険会社が基礎となる項目のパフォーマンスを保険契約者に分配する、保険契約または裁量権付有配当投資契約である。IFRS第17号は、「直接連動有配当保険契約」として定義されるいくつかの有配当契約に関する会計アプローチを規定している。このアプローチは、変動手数料アプローチ(VFA)と呼ばれる。VFAは、IFRS第17号における(一般モデルと呼ばれる)会計モデルを修正し、契約が保険適用と統合された投資関連サービスを提供し、企業がそのサービスに対して変動手数料の受け取りを反映させる測定方法である。

VFAと一般モデルとの会計処理の差異を考慮すると、直接連動有配当性を伴う契約か伴わない契約かの分類は、システム要件と報告結果に重大な影響を与える。さらに、適格性の要件は複雑であり、企業は適格性の決定において重大な判断を適用し、開示する必要がある。VFAの適格性を評価する際には、いくつかの重大な解釈上の問題がある。本資料では、FAQとともに、VFAの適格性をテストするための要件と、VFAを適用する契約の会計処理について要約する。

本資料は、当初2020年4月に公表され、2021年9月にFAQ2.1.2、2.3.1.1、2.3.1.2を改訂し、2.1の例1を追加するために更新された。

1.1 VFAの適格性

IFRS第17号は、直接連動有配当保険契約に対して、企業にVFAの適用を要求している。IFRS第17号のB101項では、直接連動有配当保険契約を以下のように定義している。

「直接連動有配当保険契約」とは、保険契約のうち、実質的に投資関連サービス契約（企業が基礎となる項目に基づく投資リターンを約束している契約）である。したがって、直接連動有配当保険契約は、次のような保険契約と定義されている。

- (a) 契約条件で、基礎となる項目の識別されたプールに対する持分に保険契約者が参加する旨を定めている (B105項からB106項参照)
- (b) 企業が保険契約者に基礎となる項目に対する公正価値リターンの相当な持分に等しい金額を支払うと予想している (B107項参照)
- (c) 保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると企業が予想している (B107項参照)

VFAの適格性の評価は、契約の開始時に行われ、基礎となる項目の識別および契約グループの予想される将来キャッシュ・フローの両方について、基礎となる項目からの配当の受取りの性質を明記した契約条件を考慮する。実務においては、契約開始時の評価は、企業が履行キャッシュ・フローに基づく、保険契約グループについてのVFAの適格性評価を意味し、これには、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報が組み込まれている。IFRS第17号は、実務上の観点から最も適切な集約レベルであればどのレベルにおいても、企業が履行キャッシュ・フローを見積る取扱いを認めている。

有配当契約の条項は、法域や保険者によって大きく異なる。ユニット・リンク契約、欧州大陸90/10契約、および英国などの利益付契約などの一部の種類の有配当契約は、一般的に直接連動有配当保険契約の定義を満たすと期待され、そのため、VFAについて適格であろう。同様に、一部の契約は、通常、直接連動有配当保険契約の定義を満たすとは期待できず、VFAについて適格とはならないであろう。これらの契約（定期保険・終身保険、保障保険、年金契約、米国型ユニバーサル・ライフを含む）は、一般モデルを適用して測定されるであろう。

保険契約の条件が企業間で大きく異なるため、企業は、その保険契約がVFAの対象となるかどうかを、発行時の経済的状況における契約の具体的な事実パターンに基づいて分析する必要がある。

1.2 VFAの適用

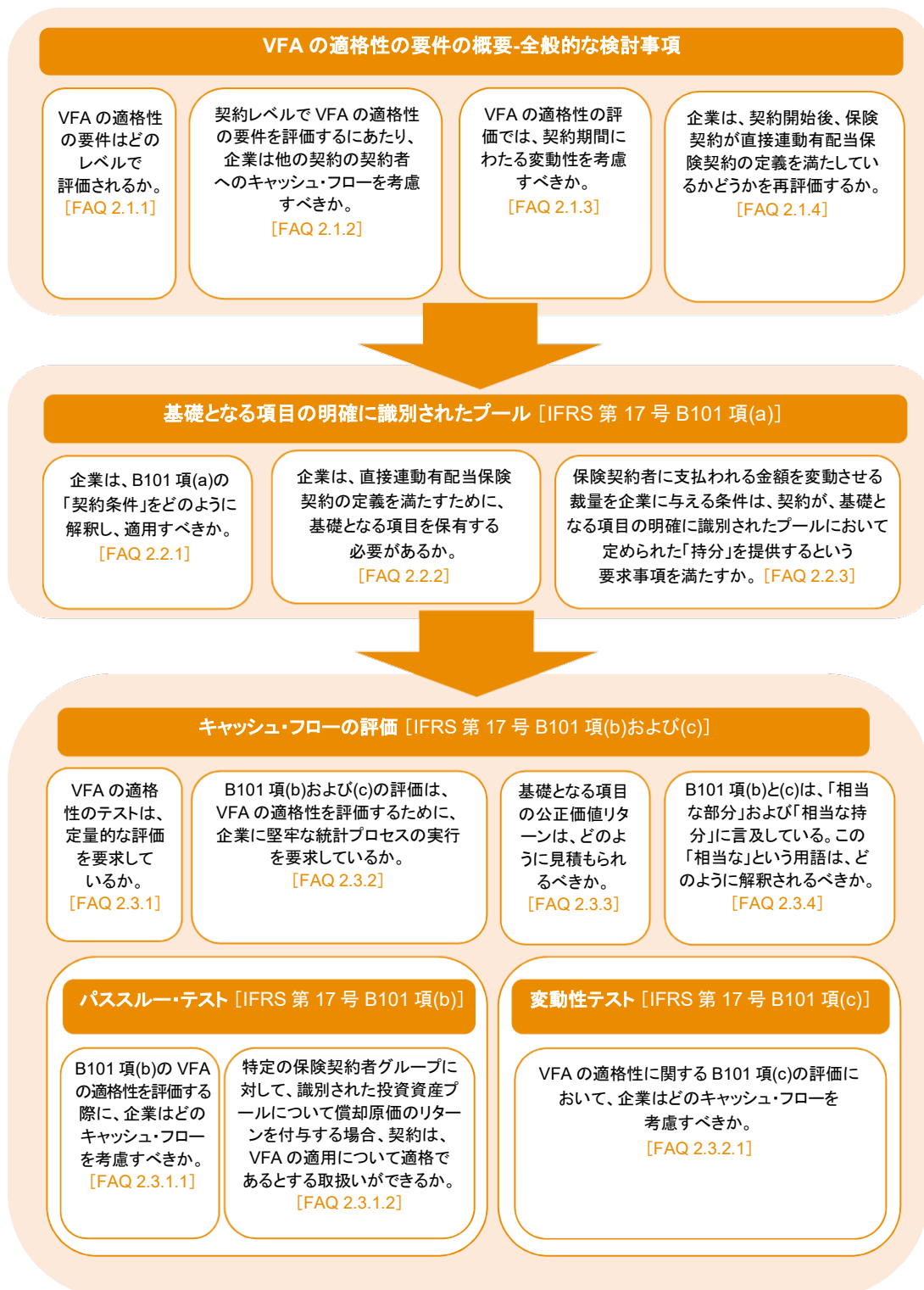
VFAは、直接連動有配当保険契約について、IASBの見解を反映させるため、IFRS第17号の一般モデルを修正し、企業が契約に対して受け取る対価は、次のサービスに対する変動手数料であるとしている。

- 直接連動有配当保険契約におけるサービスは、保険カバーと統合された保険契約者への投資リターン（いわゆる「投資関連サービス」）の創出である。
- 変動手数料は、一定の期間にわたり価値が変動し、基礎となる項目の投資パフォーマンスと契約を履行するために必要なその他のキャッシュ・フローの両方を反映した基礎となる項目の持分に基づいている。

企業は、一定の期間にわたって提供されるサービスの対価として変動手数料を稼得する。IFRS第17号は、将来のサービスに関連する手数料の変動も、契約におけるサービスの提供に係る費用の見積りの変動が認識されるのと同様に、企業が契約で約束したサービスを提供する期間にわたって認識すべきであると規定している。これは、手数料および将来のサービスに関連する変動について、契約上のサービス・マージンの修正を企業に要求する会計処理によって達成される。したがって、IFRS第17号は、直接連動有配当保険契約においては、契約上のサービス・マージンを次のように修正する取扱いを要求している。

- 他の保険契約と同様に将来の引受サービスに関連する見積りの変更
- 基礎となる項目に対する企業の持分の変動
- 基礎となる項目以外の金融リスクの変動。例えば、金融保証の影響(B115項のリスク軽減オプションが適用される場合を除く)。

図: VFAの適格性を評価するにあたっていくつかの主要な解釈上の質問があり、これを以下に例示する。



2. 適格性の要件

2.1 適格性の要件-一般的な検討事項

以下の表は、要件を評価するための会計単位の決定に関するFAQである。

<p>2.1.1 VFAの適格性の要件はどのレベルで評価されるか。</p>	<p>IASBは、IFRS第17号B107項において、契約が直接連動有配当保険契約の定義を満たしているかどうかを評価する際に、企業が保険契約の期間にわたって保険契約者に支払われる金額の変動性を評価する要求事項を明記する意図を明確化した。</p> <p>2020年3月の会議(アジェンダ・ペーパー2C)において、IASBは、IFRS第17号B107項への修正は、IFRS第17号B101項(c)(下記参照)の変動性テストに影響を与え、そして契約が契約グループではなく個々の契約を評価した場合に変動性の評価が変わるキャッシュ・フローを有する場合にのみ、評価に差異が生じると指摘した。</p> <p>実務上、保険会社は、最初に、適格性を決定する各商品ラインの主要な特徴を把握するために選択された、典型的な保険契約の契約条件を考慮して、適格性の要件を評価する可能性が高い。例えば、特徴としては、金融オプションや保証の性質や範囲、固定的な保険契約の特徴(死亡給付、共有メカニズムの性質など)が考えられる。</p> <p>当初の評価から、類似の契約上の特徴や類似のリスク・シェアリングの機能を有する契約が、どの範囲で適格性の要件を満たしているのかが明確になるかもしれない。このように適格性が明確に示されていない契約については、より下位のレベルを含め、さらなる調査が必要となるであろう。</p>
<p>2.1.2 契約レベルでVFAの適格性の要件を評価するにあたり、企業は、他のグループにおける契約の契約者へのキャッシュ・フローを含む、他の契約者へのキャッシュ・フローを考慮すべきか。</p>	<p>はい。IFRS第17号B102項は、企業に対し、契約開始時における予想を用いてIFRS第17号B101項の条件が満たされているか否かの評価を要求している。保険契約グループの履行キャッシュ・フローには、保険契約グループ内の契約から生じるすべてのキャッシュ・フローが含まれる。</p> <p>IFRS第17号B103項は、あるグループにおける保険契約が他のグループの保険契約の保険契約者に対するキャッシュ・フローに影響を与える場合、企業は、IFRS第17号B68項からB70項を適用して決定された、企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュ・フローを考慮し、IFRS第17号B101項の条件が満たされているかどうかを評価しなければならないと規定している。IFRS第17号は、B103項においてどの契約者が参照されるかを規定していないため、PwCは、2つの許容可能な見解があると考えている。企業は、発行するすべての契約に対して、いずれかの見解を継続して適用すべきである。</p> <p>見解1</p> <p>企業が保険契約者に支払うと予想しているキャッシュ・フローは、グループ内の契約の現在の契約者のみについて参照している。</p> <p>見解2</p> <p>企業が保険契約者に支払うと予想しているキャッシュ・フローには、IFRS第17号B68項に記載されているすべてのキャッシュ・フローが含まれる。</p> <p>IFRS第17号B68項は、保険契約グループの履行キャッシュ・フローは、当該支払が行われると見込まれる相手が、現在の保険契約者なのか将来の保険契約者なのかは問わず、他のグループの契約の保険契約者</p>

	<p>に対する既存の契約の条件から生じる支払を含む、と述べている。</p> <p>VFAの適格性は、契約レベルで評価されるため、その評価に含まれるキャッシュ・フローは、キャッシュ・フローが契約の条件に明記されるレベルを反映する。これらのキャッシュ・フローは、キャッシュ・フローがグループ内および他のグループ内の両方における他の契約の現在の保険契約者または将来の保険契約者とシェアされる取扱いを明記した契約の場合を含め、基礎となる項目のリターンが分配される契約のレベルを反映している。契約条件を検討する際に、企業は、法律または規則により課される条件を含め、明示的または黙示的を問わず、契約の全ての条件を検討すべきである。</p>
<p>2.1.3 VFAの適格性の評価では、契約期間にわたる変動性を考慮すべきか。</p>	<p>はい。VFAの適格性の評価は開始時に行われるが、契約期間中に予想される変動性を考慮しなければならないIFRS第17号B107項(b)(i)では、IFRS第17号B101項(b)および(c)の金額の変動可能性を「保険契約グループの存続期間にわたる」評価を求めている。</p>
<p>2.1.4 企業は、契約開始後、保険契約が直接連動有配当保険契約の定義を満たしているかどうかを再評価するか。</p>	<p>いいえ。保険契約が直接連動有配当保険契約の定義を満たしているかどうかの評価は、契約開始時に行われ、その後再検討されない。</p> <p>C9項およびC21項がIFRS第17号への移行時に適用される場合、直接連動有配当性の評価は、契約開始日ではなく移行日に行われる。</p>

以下の単純な例は、IFRS 第 17 号 B67 項から B71 項に説明されているように、あるグループの保険契約が他のグループの保険契約者へのキャッシュ・フローに影響を与える契約について、IFRS 第 17 号の B101 項(b)および(c)における要件の評価を説明している。

例 1:

ある企業は、保険契約者が同一の基礎となる資産プールのリターンを共有する 2 つの保険契約グループ(グループ A とグループ B)を保有しており、グループ A の保険契約者は、グループ B の保険契約者への支払いが保証されているため、基礎となる資産リターンの持分の減額負担を要求される可能性がある。

この例では、企業は、企業がグループ B の契約者に対して保証された金額の支払いを行うために、グループ A の契約者に対する将来の支払いは基礎となる項目のリターンの持分である CU350 から CU250 に減額されると予想している。

IFRS 第 17 号 B101 項(b)は、「企業が保険契約者に支払うと予想している」金額に基づく評価を求めており、B101 項(c)は、「保険契約者に支払われる予想の金額」に基づく評価を求めている。IFRS 第 17 号は、B103 項においてどの契約者が参照されるかを規定していないため、これらの評価において検討すべきキャッシュ・フローの見解は(以下に述べるとおり)2 つある。企業は、発行するすべての契約に対し、いずれかの見解を継続して適用すべきである。多くの場合、この評価において考慮されるキャッシュ・フローの決定は、財務諸表で認識された金額に重大な影響を与える判断であり、IAS 第 1 号の第 122 項を適用して開示されるであろう。

見解 1

「企業が保険契約者に支払うと予想している」金額は、企業が保険契約者への支払を見込んでいる金額が、多かれ少なかれ他の(グループの)契約とリターンを共有した結果になる可能性があるという事実を考慮した後に決定される金額を指す。

企業は、企業がグループ内の契約の現在の契約者に支払うと予想している金額のみを含めるべきである。これらのキャッシュ・フローは、しばしば「相互扶助後のキャッシュ・フロー」と呼ばれる。この例では、企業は、IFRS 第 17 号 B101 項(b)および B101 項(c)に記載されている要件を検討する場合には、CU250 の相互扶助後のキャッシュ・フローを含めるであろう。

見解 2

「企業が保険契約者に支払うと予想している」金額は、契約に帰属するすべてのキャッシュ・フローを含む契約の履行キャッシュ・フローのすべてに基づくべきであり、将来の保険契約者を含むその他の保険契約者に（他の契約者とリターンを共有するという契約上の要求事項により）支払われるかもしれない金額を含むものでなければならない。

企業は、企業がすべての契約者、グループ内の契約者およびキャッシュ・フローが共有される他のグループの契約者、ならびに現在および将来の契約者に対する支払を予想するすべてのキャッシュ・フローを含めるべきである。

これらのキャッシュ・フローは「相互扶助前のキャッシュ・フロー」と呼ばれる。この例では、企業は、IFRS 第 17 号 B101 項(b)および B101 項(c)に記載されている要件を検討する場合には、CU350 の相互扶助前のキャッシュ・フローを含めるであろう。

2.2 基礎となる項目の明確に識別されたプール

IFRS第17号のB101項(a)に基づき、直接連動有配当保険契約に関しては、契約条件は、保険契約者が明確に識別された基礎となる項目のプールから配当を受取る取扱いを明記していなければならない。基礎となる項目のプールは、契約によって明確に識別されている限り、任意の項目（例えば、参照資産のポートフォリオ、企業の純資産、または企業の純資産の特定サブセット）から構成できる。したがって、直接連動有配当保険契約には、死亡率や費用の影響などの非金融変数からの配当を受取る取扱いを明記した契約が含まれる。

IASBは、B101項(a)の要求事項が必要であるのは、実質的に投資管理契約とみなされるため、B107項(a)では、基礎となる項目を参照して決定される（すなわち、手数料が決定可能である）手数料の契約への明記を要求しているからであると説明している。この場合、契約書には、契約者が明確に識別された基礎となる項目のプールからの配当を受取る取扱いを明記する必要がある。結論の根拠のBC245項は、「決定可能な手数料がない場合には、企業が保持している基礎となる項目のリターンに対する持分は、全体が企業の裁量によるものとなり、これは当該金額が手数料と同等であることと整合しない」と述べている。

以下の表は、基礎となる項目の明確に識別されたプールの評価に関するFAQである。

<p>2.2.1 企業は、B101 項(a)の「契約条件」をどのように解釈し、適用すべきか。</p>	<p>B101項(a)の「契約条件」には、契約、法律または規則により強制可能なすべての実質的な権利および義務が含まれる。類似の条件を有する契約は、異なる規制や法的慣行のために、異なる法域において異なる取扱いを受ける可能性がある。</p> <p>IFRS第17号に関する結論の根拠のBC69項で論じたように、当基準書は、契約は文書による場合もあれば、口頭による場合や企業の取引慣行により含意される場合もあると述べている(IFRS第17号第2項参照)。企業は、契約、法律または規則のいずれから生じる権利および義務であれ、すべての実質的な権利および義務の考慮も要求される。このように、契約条件を参照する場合には、法律および規則の影響（当該法律および規則が企業の取引慣行により含意される契約に及ぼす影響を含む）も考慮される。</p> <p>多くの場合、企業の義務に関連する確立した法的慣行や原則は存在しない可能性がある。このような状況では、保険契約に直接連動有配当性があるかどうかを結論付けるために、企業は重大な判断を下す必要がある可能性がある。</p>
<p>2.2.2 企業は、直接連動有配当保険契約の定義を満たすために、基礎となる項目を保有する必要があるか。</p>	<p>いいえ。B101項(a)は、その項目が契約において明確に定義されている場合には、基礎となる項目の保有を企業に要求していない。</p>
<p>2.2.3 保険契約者に支払われる金額を変動させる裁量を企業に与える条件（規則上の暗示的な条件か、契約上の明示的な条件かのいずれか）は、契約がVFA</p>	<p>はい。IFRS第17号B105項は、持分は、企業が保険契約者に支払う金額を変動させる裁量権の存在を妨げないが、基礎となる項目への連動は強制可能でなければならないと指摘している(IFRS第17号第2項参照)。</p>

の適格性を評価する上で基礎となる項目の明確に識別されたプールにおいて定められた「持分」を提供するという要求事項を満すか。

したがって、保険契約者は、以下の条件で、基礎となる明確に識別される項目のプールから配当を受取る。

- 企業は、保険契約者に分配する利得の金額について裁量権を有しているが、保険契約者とは損失を共有しない。
- 企業は、保険契約者と分配可能な損失額の制限(例えば、保険契約者が少なくとも保険料の返還を確実に受取る条項)を根拠に、保険契約者と分配する利得の金額について裁量権を有する。
- この持分、あるいはその基礎となる項目は、直接、契約ではなく法規則で定義されている。

基礎となる項目は、以下の場合、契約において明確に定義されていない。

- 企業が基礎となる項目を恣意的に変更できる。または、
- 基礎となる識別される項目が存在しない。

2.3 キャッシュ・フローの評価

B101項(b)および(c)は、VFAの適格性に関する評価のための更なる要件を規定している。これらのテストは、直接連動有配当保険契約が投資管理契約に類似しているという見解と整合的に、どのような場合に保険会社の主たる義務が、保険契約者に対して基礎となる項目の公正価値に等しい金額を支払うかを識別するよう設計されている。この契約は、以下のいずれかの場合には、投資管理契約と類似しないであろう。

- 企業が保険契約者に基礎となる項目に対する公正価値リターンに相当な持分を支払うと予想していない。なぜなら、これは、投資管理契約においては、企業は、投資収益の大部分を顧客に支払う対応が予想されているからである。
- また、保険契約者が受け取ると予想している金額の変動の相当な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動しない。なぜなら、これは、投資管理契約においては、顧客が受け取る金額の変動の大部分は、投資収益の変動からの発生が予想されるからである。

したがって、適格性の要件は、企業が保険契約者に支払うと予想している金額と、企業が基礎となる項目の収益から生じると予想している金額の両方の検証を企業に要求している。定量的なテストでは、以下の両方の評価を意図した、2つの比率を検討する。

- (a) 企業が保険契約者に基礎となる項目に対する公正価値リターンのうち支払うと予想している金額(すなわち、B101項(b)におけるパススルー・テスト)、
- (b) 保険契約者に支払う金額の変動のうち、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると企業が予想している金額(すなわちB101(c)における変動性テスト)。

したがって、企業は、それらのキャッシュ・フローが基礎となる項目に予想される公正価値リターンに応じて直接変動するか否かを決定するために、直接連動有配当保険契約において支払うと予想しているキャッシュ・フローを分析する必要がある(BC239項)。キャッシュ・フローは、次のように分析されるであろう。

- 基礎となる項目の公正価値リターンに応じて直接変動する金額は、以下を含む。
 - 基礎となる項目の公正価値リターンに応じて直接変動する保険契約者への支払金額
 - 基礎となる項目の公正価値リターンに応じて直接変動する企業が請求する金額(例えば、基礎となる項目の公正価値リターンの一定割合として課される費用)、および
 - 基礎となる項目の公正価値リターンに応じて直接変動する企業または保険契約者による第三者への支払金額(例えば、基礎となる項目の公正価値リターンの一定割合と決定された、第三者の資産運用会社に対して支払われる手数料)
- 基礎となる項目の公正価値リターンに応じて直接変動しない金額は、以下を含む。
 - 基礎となる項目の公正価値リターンに応じて直接変動しない保険契約者に支払われる金額(例えば、保証に基づく請求または支払い)

- 基礎となる項目の公正価値リターンに応じて直接変動しない企業が請求する金額(例えば、一部の契約では、基礎となる項目を参照せずに決定される死亡率またはその他の費用を規定している)
- 基礎となる項目の公正価値リターンに応じて直接変動しない企業または契約者による第三者への支払金額(例えば、手数料)

以下の表は、定量的要件の評価に関するFAQである。

<p>2.3.1 VFAの適格性のテストは、定量的な評価を要求しているか。</p>	<p>IFRS第17号は、定量的テストを実施すべきであると明示的に述べているわけではなく、また、計算に関する具体的な内容を示しているわけでもないが、「現在価値の確率加重ベースで」決定を行うというIFRS第17号B107項の要求事項は、何らかの定量的評価が必要であるという内在的な期待を示している。</p>
<p>2.3.2 IFRS第17号B101項(b)および(c)の評価は、VFAの適格性を評価するために、企業に堅牢な統計プロセスを経る取扱いを要求しているか。</p>	<p>はい。IFRS第17号B107項(b)は、キャッシュ・フローの見積りに関するIFRS第17号B37項-B38項を参照した最良または最悪の結果に基づく評価ではなく、現在価値の確率加重平均ベースで行われているIFRS第17号B101項(b)および(c)における金額の変動可能性の評価を指す。したがって、総合的なシナリオ分析が必要であり、評価は一部のシナリオに限定されるべきではない。</p> <p>IFRS第17号B38項は、キャッシュ・フローの見積りのための出発点は、生じ得るすべての範囲結果を反映する一定範囲のシナリオであると述べている。B39項は、生じ得る範囲結果を考慮する際に、その目的は過大なコストまたは労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を偏りのない方法で織り込む対応であり、すべての生じ得るシナリオの識別ではないと述べている。また、IFRS第17号B39項は、結果の確率分布が少数のパラメータで完全に説明できる確率分布と概ね一致すると企業が見積もっている場合には、その少数のパラメータの見積りで十分であるとも述べている。しかし、場合によっては、キャッシュ・フローが複雑な基礎となる要因により決定され、経済状況の変化に非線形的に反応する場合もある。こうした場合には、より洗練された確率論的なモデル化が必要となる可能性が高い。</p>
<p>2.3.3 基礎となる項目の公正価値リターンは、どのように見積られるべきか。</p> <p>B101項(b)および(c)の評価では、契約期間にわたる基礎となる項目のリターンについて仮定を要求しており、これは、契約者勘定の価値に加えて、保証された満期額や補償給付を含む商品にとって特に重要となる。仮定は、長期期待リターンに対する企業自身の見方と、それらのリターンの変動性を反映できるか。</p>	<p>IFRS第17号B101項(b)および(c)における評価を記述する際の「期待」という文言の使用は、契約期間にわたる評価を実施すべきであり、それは、利用可能な市場証拠があればそれに基づく将来のリターンの期待値および基礎となる項目のリターンの変動性の反映を示している。</p> <p>IFRS第17号B44項は、市場変数の見積りは、測定日現在の観測可能な市場価格との整合性を要求している。IFRS第17号第51項では、市場以外の変数について見積もられた確率は、観測可能な市場変数と矛盾しないとの要求を述べている。これは、長期期待リターンについての企業自身の見解を用いる場合に、期待リターンとリターンの変動性の両方の決定において、市場の証拠が考慮される対応を保証する対応が依然として必要であることを意味する。</p>
<p>2.3.4 B101項(b)と(c)は、「相当な持分」および「相当な部分」に言及している。この「相当な」という用語は、どのように解釈されるべきか。</p>	<p>「相当な持分(substantial share)」(IFRS第17号B101項(b)で使用)および「実質的な部分(substantial portion)」(IFRS第17号B101項(c)で使用)という用語の解釈は、判断を要する事項である。IFRS第17号は、「相当な」(substantial)および「実質的な」(substantial)の定義に指針を規定していないが、この用語は、実質的に投資関連のサービス契約である契約を識別するという目的に照らして読まれるべきである(IFRS第17号B101項および</p>

	B107項(a)参照。
--	-------------

2.3.1 基礎となる項目のリターンの相当な持分(B101項(b))

B101項(b)の目的は、基礎となる項目に対するリターンに関連する保険契約の「パス・スルー」性のテストである。したがって、テストは基礎となる項目に対するキャッシュ・フローのリターンのみを含んで行われ、契約者に支払われるキャッシュ・フローの割合を評価する。

以下の表は、基礎となる項目に対するリターンの持分の評価に関するFAQである。

<p>2.3.1.1 IFRS 第 17 号 B101 項 (b) の VFA 適格性を評価する際に、企業はどのキャッシュ・フローを考慮すべきか。</p>	<p>IFRS第17号B101項(b)の要件は、保険契約者が基礎となる項目の総リターンに対する持分の範囲の評価を意図している。</p> <p>この要件を評価するために、企業は、基礎となる項目の公正価値リターン総額における、保険契約者への支払いを企業が見込んでいるリターンの割合を評価する必要がある。</p> <p>基礎となる項目の公正価値リターンに対する保険契約者の持分は、持分から保険契約者により支払われる費用(例えば、保障給付のため費用)を控除する前の持分の総額として決定される。そのような費用は固定の場合もあれば、基礎となる項目によって変動する場合もある。IFRS第17号は、持分から保険契約者により費用が支払われると考えるべき時期を決定するための要求事項またはガイダンスを含んでいない。企業は、保険契約者の持分に含まれる金額を決定するための原則を定めるに当たっては、判断を適用する必要がある。例えば、保険者は、基礎となる項目以外から生じる給付に関連する場合には、費用を加算すべきであると判断したり、あるいは、代替的に、費用が投資関連サービスではなくむしろ保険契約関連サービスに関連すると判断したりする対応が可能である。</p> <p>さらに、基礎となる項目の公正価値リターンに対する契約者の持分は、それらの金額が基礎となる項目に応じて変動しない場合には、第三者に支払われる金額に影響を受けない。</p>
<p>2.3.1.2 特定の保険契約者グループに対して、識別された投資資産プールについて償却原価のリターンを付与する場合、および一定期間にわたり、同じグループまたはその他のグループの現在または将来の保険契約者にそれらの基礎となる項目の公正価値リターンの相当な持分を最終的に支払う場合、契約は、VFAの適用について適格であるとする取扱いができるか。</p>	<p>はい、償却原価に基づき現在の保険契約者にリターンを提供する契約は、企業が基礎となる項目の存続期間にわたって保険契約者グループに公正価値リターンの相当な持分を支払うと予想する場合には、VAFに適格となり得る。FAQ2.1.2の見解1を適用する場合、保険契約者グループは、基礎となる項目の存続期間にわたって現在の保険契約者グループとなる。FAQ2.1.2の見解2を適用する場合、保険契約者グループは、基礎となる項目の存続期間にわたって、現在の保険契約者グループおよび他の(将来の保険契約者を含む)保険契約者グループとなる。</p> <p>2018年2月、移行リソースグループ(TRG)は、提出書類S26への回答において「基礎となる項目の償却原価測定に基づくリターンを提供する契約は、自動的に直接連動有配当保険契約の定義を満たさない取扱いにはならない」と述べた。IFRS第17号B107項を適用すると、企業の期待は契約期間にわたって評価されるため、償却原価測定に基づくリターンは、当該期間にわたる基礎となる項目の公正価値に基づくリターンと等しくなる可能性がある。</p>

以下は、企業が様々な種類のキャッシュ・フローをどのように分析し、B101項(b)の要件をどのように評価するかを説明する簡単な例である。

例 2:

企業が保険契約者に代わって基礎となる項目に投資する、保険料がCU1,000の契約を考えてみよう。投資した保険料の期待公正価値(FV)リターンはCU100である。企業(E)は以下のとおりであると仮定する。

- 保険契約者にFVリターンの80%を支払い、FVリターンの20%を留保し、このうち第三者であるアセットマネージャーに5%を支払う
- CU10の保険料およびCU4の固定費を第三者に支払うと予想しており、保険契約者は費用および死亡実績を共有しない
- 保険契約者からCU13の固定保障費用を受け取る

基礎となる項目のFVリターンから生じるキャッシュ・フローと、それに応じて変動するキャッシュ・フローは、以下のようになる。

- 基礎となる項目のFVリターン = CU100。このうち、
 - 企業は、保険契約者へのFVリターンの80% = CU80を支払うと予想している
 - 企業は、FVのリターンのうち20%を受け取ると予想しており、5%を第三者に支払う。すなわち、
 - 企業は、 $20 - 5 = CU15$ を受け取ると予想している
 - 企業は、CU5を第三者に支払うと予想している

まとめると以下のようになる。

- 企業が受け取る $20 - 5 - 10 - 4 + 13 = CU14$ (これが企業の手数料である)
- 保険契約者が受け取る $80 + 10 - 13 = CU77$
- 第三者が受け取る $5 + 4 = CU9$

したがって、契約の測定において、企業は、当該期間における履行キャッシュ・フローの変動を、 $CU77 + CU9 = CU86$ と決定し、そのうち、

- $80 + 5 = CU85$ は基礎となる項目に応じて変動する
- $10 - 13 + 4 = CU1$ は基礎となる項目に応じて変動しない

上記の例では、企業が保険契約者に支払うと予想する金額は、基礎となる項目のFVリターンの80%、すなわちCU80である。¹ CU10の予想保険金と保険契約者に請求されるCU13の保障費用は持分に影響しない。したがって、B101項(b)は、CU80がCU100の相当な持分と等しいかどうかについての評価を企業に要求している。

2.3.2 基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動する保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分 (B101項(c))

B101項(c)の目的は、保険契約者に支払う金額のうち、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると企業が予想している金額のテストである。言い換えれば、保険契約者のキャッシュ・フローの変動と基礎となる項目の変動の間の相関関係をテストする。

2020年2月、IASBIは、契約がVFAの範囲の要件を満たしているかどうかを評価する際に、企業は(保険契約のグループの期間中ではなく)保険契約の期間にわたり保険契約者に支払う金額の変動性を評価すべきであるとの取

¹ 実務上、基礎となる項目の保険契約者の持分を見るには、以下の2つの方法がある。

- 保険契約者は、基礎となる項目の80%(すなわち、上記の例ではCU80)を受け取る、または
- 保険契約者は、基礎となる項目の85%を受け取り、そのうちの5%を第三者に支払う(すなわち、上記の例ではCU85-CU5)。

この差異は、基礎となる項目から生じるリターンの持分が相当であると考えられるか否かの判断に影響を与えない。

扱いを明記する、編集上の修正を確認した。この修正はB101項(c)の要件に影響を与える。なぜなら、契約グループのキャッシュ・フローの変動は、単一の契約のキャッシュ・フローの変動に比べて小さくなるからである。

以下の表は、保険契約者に支払われる金額のうち、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動する部分を評価するためのFAQである。

<p>2.3.2.1 VFAの適格性に関する IFRS第17号B101項(c)の 評価において、企業はどの キャッシュ・フローを考慮す べきか。</p>	<p>この要件の目的は、保険契約者に支払うと企業が予想する支払の変動のうち、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動する範囲の評価である。</p> <p>保険契約者の期待キャッシュ・フローは、以下のように分析できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基礎となる項目に応じて変動するキャッシュ・フロー、 2) 固定キャッシュ・フロー、および基礎となる項目に応じてではなく、変動するキャッシュ・フロー <p>この要件を評価するために、企業は、基礎となる項目の公正価値リターンの変動により、保険契約者のキャッシュ・フローの変動がどの程度生じたか(すなわち、上記1および2の項目)を評価する必要がある。</p>
--	--

非常に単純化された次の例は、B101項(c)の評価において考慮する必要がある原則を示している。

- 契約のキャッシュ・フローが、確率加重ベースで基礎となる項目に応じてどの程度変動すると見込まれるか
- B101項(c)の評価に対する固定キャッシュ・フロー(例えば、死亡給付からのキャッシュ・フロー、または金融保証の影響によるキャッシュ・フロー)の影響

例 3:

保険契約者が、満期まで生存する場合に基礎となる項目の公正価値(FV)を受け取るか、または死亡時にCU20,000の給付を受け取る契約を考えてみよう。以下を仮定する。

- 契約者が満期まで生存する確率は99.8%、契約期間中に契約者が死亡する確率は0.2%である。
- 契約者の生存とは無関係に、基礎となる項目がCU10,000まで増加する確率は50%で、基礎となる項目がCU3,000まで増加する確率は50%である。

単純化のために、説明の目的上、割引は無視されている。

想定されるシナリオは4つある。²

- シナリオ1** 保険契約者が満期まで生存する確率49.9%と、企業が保険契約者に支払う基礎となる項目がCU10,000まで増加する(すなわち、保険契約者のキャッシュ・フローは、基礎となる項目のFVに応じて直接変動している)。
- シナリオ2** 契約者が満期まで生存する確率49.9%と、企業が契約者に支払う基礎となる項目がCU3,000まで増加する(すなわち、保険契約者のキャッシュ・フローは、基礎となる項目のFVに応じて直接変動している)。
- シナリオ3** 契約期間中に保険契約者が死亡する確率0.1%、基礎となる項目がCU10,000に増加し、企業が保険契約者にCU20,000の死亡給付金を支払う。
- シナリオ4** 契約期間中に保険契約者が死亡する確率が0.1%、基礎となる項目がCU3,000に増加し、企業が保険契約者にCU20,000の死亡給付金を支払う。

履行キャッシュ・フローは、4つのシナリオの確率加重値、すなわちCU6,527である。³

² 契約者の生存または死亡とは独立した基礎となる項目について2つの潜在的な結果の存在を考慮すると、企業には4つの可能なシナリオがある。したがって、シナリオ1では、 $49.9\% = 99.8\% \times 50\%$ の確率となる。

³ $CU6,527 = 49.9\% \times CU10,000 + 49.9\% \times CU3,000 + 0.1\% \times CU20,000 + 0.1\% \times CU20,000$ になる

基礎となる項目の増加の確率加重値は、CU6,500である。⁴

以下の表は、各シナリオにおける履行キャッシュ・フローの変動とFVの変動の関係、および各シナリオが発生する可能性を示している。

シナリオ	ペイアウト (CU)	確率	履行キャッシュ・フローの 変動 ⁵ (CU)	基礎となる項目のFVの変動 ⁶ (CU)
1	10,000	49.9%	3,473	3,500
2	3,000	49.9%	-3,527	-3,500
3	20,000	0.1%	13,473	3,500
4	20,000	0.1%	13,473	-3,500

この例において、保険契約者の給付の変動(すなわち、上表に示された履行キャッシュ・フローの変動)と、保険契約者が満期まで生存するシナリオにおける基礎となる項目のFVの変動との間には、高い相関関係がある。基礎となる項目の変動と比較した保険契約者の給付の変動に関するデータを統合するためにはさまざまな方法がある。

この例において、保険契約者給付の変動と基礎となる項目のFVの変動との相関関係は98.4%である。⁷これは、B107項の要求事項を考慮に入れ、確率加重ベースで、企業が保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分は、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると企業が予想しているという見解を裏付けるために使用できる。

この例は、死亡保障が支払われる確率が低く、保険契約者が満期を迎えたときに支払う金額に影響を与える金融保証がない契約を説明している。これは、保険契約者の給付の変動と確率加重平均に基づき基礎となる項目のFVの変動との関係の強さに反映されている。関係の強さは、例えば以下のように、変化するであろう。

- 死亡確率が高い場合、基礎となる項目のFVの変動に応じて変動するキャッシュ・フローは、確率加重ベースでの抛出が小さくなるであろう。言い換えれば、保険事故に関連するキャッシュ・フローが、保険契約者の期待キャッシュ・フロー全体の最も重大な構成要素であり、基礎となる項目の公正価値の変動がほとんど影響を及ぼさない場合には、B101項(c)の条件は満たされないであろう。
- 契約に、評価時の金額に近い金融保証が含まれている場合、満期時の契約者への支払いは、多くのシナリオにおいて、保証された支払いを反映し、基礎となる項目のFVの変動に応じて変動するキャッシュ・フローは、より小さな抛出となるであろう。したがって、重大な保証の存在は、B101項(c)が満たされない状況を意味し得る。

3. VFAの適用

VFAは、まず、キャッシュ・フローを以下のいずれに分類すべきかの評価を企業に要求している。

- 基礎となる項目の公正価値と同額を保険契約者に支払う義務(B104項(a)参照)。B111項では、これらの金額は将来のサービスに関連せず、契約上のサービス・マージンを修正しない、と述べている。
- 「基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分」(B104項(b)(i)参照)。B112項は、そのような金額は(報酬の一部であるために)将来のサービスに関連するため、第45項(b)を適用して、契約上のサービス・マージンを修正する、と述べている。
- 「基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない履行キャッシュ・フロー」(B104項(b)(ii)参照)。B113項は、これらの金額を、将来のサービスに関連する変動として扱われる貨幣の時間的価値および金融リスクの変動のうち基礎となる項目から生じていない金額と、履行キャッシュ・フローのその他の変動の影響

⁴ CU6,500 = 50% x CU10,000 + 50% x CU3,000 になる

⁵ 履行キャッシュ・フローの変動=契約者への支払-履行期待キャッシュ・フロー。したがって、シナリオ1 = CU10,000 - CU6,527 になる。

⁶ 基礎となる項目のFVの変動=基礎となる項目のFV-基礎となる項目の期待値。したがって、シナリオ1 = CU10,000 - CU6,500 になる。

⁷ 採用した統計テストは、テストされたさまざまな事象の発生確率と、各事象における保険契約者給付の変動の規模および基礎となる項目を考慮に入れて、関係の強さを決定できる必要性がある。この例では、相関関係統計(すなわち、共分散を保険契約給付の標準偏差と公正価値の変動で割ったもの)が説明されている。

から生じる金額に区分した分析を要求している。将来のサービスに関する変動は、契約上のサービス・マージンを修正する。

全体として、基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分と、基礎となる項目のリターンに基づいて変動しない履行キャッシュ・フローは、企業の手数料の変動を構成する。

以下の表は、異なる種類のキャッシュ・フローの会計処理に関するFAQである。

<p>3.1 VFAモデルでは、基礎となる項目に占める企業の持分の一部を構成するキャッシュ・フローの変動(B104項b(i))はどのように会計処理されるか。</p>	<p>IFRS第17号B112項を適用すると、基礎となる項目(すなわち、IFRS第17号B104項(b)(i))の公正価値に対する企業の持分は、将来のサービスに関連するため、IFRS第17号第45項(b)を適用して契約上のサービス・マージンを修正する。これには、企業の基礎となる項目の持分における当期の差異が含まれる。例1では、その金額はCU20になるであろう。</p>
<p>3.2 VFAモデルでは、基礎となる項目のリターンに基づいて変動しないキャッシュ・フロー(B104項(b)(ii))はどのように会計処理されるか。</p>	<p>IFRS第17号B113項(a)を適用すると、直接連動有配当性のない保険契約と整合的に、基礎となる項目のリターンに基づいて変動しないキャッシュ・フロー(すなわち、IFRS第17号B104項(b)(ii))は、基礎となる項目から生じない貨幣の時間価値および金融リスクの影響の変動を除き、その変動が将来のサービスに影響を与えるか否かに応じて、契約上のサービス・マージンを修正するか、純損益において認識される(ただし、契約上のサービス・マージンを調整する際には固定割引率ではなく、直近の割引率を使用する)。</p> <p>IFRS第17号B113項(b)を適用すると、貨幣の時間価値および金融リスクの影響の変動のうち、基礎となる項目から生じていない変動(例えば、金融保証の影響)は、将来のサービスに関連しており、それ故、これらは、リスク軽減オプションに関するB115項の要求事項が適用される範囲を除いては、契約上のサービス・マージンを修正する。</p>
<p>3.3 IFRS第17号B113項(b)は、基礎となる項目のリターンに基づいてキャッシュ・フローが変動しない場合、金融上のインプット(金利など)と金融以外の要因(死亡、疾病、失効など)の両方に基づいて変動するオプションおよび保証のコストの変動にどのように適用されるか。</p>	<p>オプションや保証のコストの変動は、(1) 将来のサービスに関連する基礎となる項目から生じていない貨幣の時間価値や金融リスクの影響の変動、および(2) (非財務上の要因のような)その他の変動について分析すべきであり、それらは将来のサービスに関連する変動とそうではない変動にさらにわけて分析すべきである。将来のサービスに関する変動については、契約上のサービス・マージンを修正する。</p>
<p>3.4 IFRS第17号B113項(b)は、(IFRS第17号B104項(b)(ii)で述べたように)基礎となる項目のリターンに基づいて変動しない投資管理コストの変動にどのように適用されるか。</p>	<p>投資管理コストの変動は、(1) 将来のサービスに関連する基礎となる項目から生じていない貨幣の時間価値や金融リスクの影響の変動、および(2) (非財務上の要因のような)その他の変動について分析すべきであり、それらは将来のサービスに関連する変動とそうではない変動にさらにわけて分析すべきである。将来のサービスに関する変動については、契約上のサービス・マージンを修正する。</p>

おわりに

本資料が利用者の皆様の疑問を解決する際の一助になれば幸いです。本資料について質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In the Spotlight

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。